

第2期 「日本一健康な土づくり」 推進プラン

(期間：平成29年度～平成33年度)



平成29年3月

青森県



青森県では、消費者視点に立った販売重視の「攻めの農林水産業」において、安全・安心で良質な農産物を安定的に生産・供給できる体制を整備するため、市町村、農業団体との密接な連携のもと、県内すべての生産者が「健康な土づくり」に取り組むことをめざす「日本一健康な土づくり運動」を平成19年度から展開してきました。

これまでの取組により、広域な土壌診断体制が整備され、良質堆肥の活用が拡大したほか、「健康な土づくり」に取り組む生産者（土づくりファーマー）や高度な土づくり技術を持った「あおもり土づくりの匠」など人財の育成が図られました。

一方、担い手不足や高齢化の進行等により、健康な土づくりに必要な土壌診断の実施の伸び悩みや、エコファーマーや県認証特別栽培など環境にやさしい農業の取組面積が減少している現状もみられています。

こうした状況を踏まえながら、本県農業の重要な生産基盤である「土づくり」の取組をさらに進め、多くのお客様に信頼・納得して選んでいただける農産物の生産拡大を図り、生産者の所得向上に結びつけていくため、平成29年度から5か年間の推進方策等を示した第2期「日本一健康な土づくり」推進プランを策定しました。

このプランの策定に当たって、御検討いただいた、次期日本一健康な土づくり推進プラン検討委員会委員の方々をはじめ、アンケート調査や情報提供などに御協力いただいた生産者や市町村、農業団体の関係機関の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

青森県農林水産部長
油川 潤一

「健康な土づくり」とは

作物が良好に生育する土壌環境を整えるため、土壌診断に基づいて、農耕地に堆肥などの有機質資材や土壌改良資材を適正に施用し、深耕や輪作などを組み合わせた適切な土壌管理を行い、物理性・化学性・生物性のバランスがとれた土をつくること。

「環境にやさしい農業」とは

土づくりをはじめとして、農薬や化学肥料の使用を減じるなど、農業生産活動による環境負荷の発生を抑制した持続的な農業のこと。

「土づくりファーマー」とは

土づくりを基本とした環境にやさしい農業を実践する以下の生産者の総称です。

①土づくり実践者

「青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」で定められた有機質資材施用技術又は化学肥料低減技術、土壌診断による土壌改良のいずれかを実施する生産者。(以下の②～⑤の認証制度による生産者を除く。)

②エコファーマー

持続性の高い農業生産方式導入計画認定制度において、知事から計画の認定を受けた生産者。

③青森クリーンライス・ 「青天の霹靂」生産者

青森クリーンライス取扱要領(JA全農あおもり)による農薬節減米及び特別栽培米、または、県産米「青天の霹靂」の栽培基準に基づき土壌診断・土づくりを行う生産者。

④特別栽培農産物生産者

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、農薬と化学肥料の使用を慣行栽培の5割以下で栽培する生産者。

⑤有機農業者

農薬及び化学肥料を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産を行う生産者。

「あおもり土づくりの匠」とは

高度な土づくりを実践し、地域農業のリーダーとして健康な土づくりに関して指導的な役割を担う耕種農家や高品質な堆肥を生産し健康な土づくりを支える畜産農家で、県が認定した生産者のことです。平成24年度から当制度を創設し、平成28年度までに47名が認定され、土づくり技術を指導する地域のリーダーとして活躍しています。

《目 CONTENTS 次》

第1章 第2期「日本一健康な土づくり」推進プランの策定

- 1 第2期推進プラン策定の基本的な考え方 1
- 2 第2期推進プランの位置づけ 2
- 3 第2期推進プランの期間 2

第2章 「日本一健康な土づくり」後期推進プランの取組実績と今後の課題

- I 取組内容・達成状況と今後の課題
 - 1 農業生産の基本となる健康な土づくりの推進とレベルアップ 3
 - 2 健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業の拡大 7
 - 3 消費者等から信頼される農産物の供給と情報発信の強化 10
- II アンケート、ヒアリング等からみる土づくりの取組状況
 - 1 農業者へのアンケート調査結果 13
 - 2 市町村へのアンケート調査結果 17
 - 3 農協へのヒアリング調査結果 19
 - 4 農業者、市町村アンケート調査及び農協ヒアリング結果の概要 22
- III 土づくりの取組事例 23

第3章 第2期推進プランの基本方向と推進方策

- I 目標と基本方向 34
- II 推進方策
 - 1 「担い手が支える」土づくり
 - (1) 地域をリードする「匠」の育成・確保と新規就農者等担い手に 36
対する取組強化
 - (2) ICTの活用等による「土づくりファーマー」のレベルアップ 37

2 「環境を育む」土づくり	
(1) グローバル経済の進展に対応した良質・安全・安心な農産物の生産	・・・ 41
(2) 新たな技術や国の支援対策を活用した環境にやさしい農業の取組拡大	・・・ 42
3 「アピールできる」土づくり	
(1) 県内外の消費者等に対する「健康な土づくり」や「環境にやさしい農業」の強力な情報発信	・・・ 46
(2) 農業者と消費者・実需者とのマッチング等を通じた健康な土づくりとエコ農産物の理解促進	・・・ 46

第4章 第2期推進プランの推進目標

1 「担い手が支える」土づくり 48
(1) 「あおり土づくりの匠」の育成・確保	
(2) 土壌診断の実施	
(3) 施肥コストの低減	
(4) 堆肥センター等の利用率の拡大	
2 「環境を育む」土づくり 49
(1) エコファーマーの取組拡大	
(2) 青森県特別栽培農産物の取組面積の拡大	
(3) 有機農業の取組面積の拡大	
(4) 環境保全型農業直接支払制度の取組面積の拡大	
(5) 認証GAP取得の普及拡大	
3 「アピールできる」土づくり 51
(1) 健康な土づくりの情報発信	
(2) エコ農産物の販路拡大	



1 第2期推進プランの基本的な考え方

1

県の「攻めの農林水産業」を強力に推進していくため、消費者が求める良質・安全・安心で環境にやさしい農産物づくりを一層進める必要があることから、県では市町村や農業団体などと一体となって、すべての農業者が農業生産の基本である「健康な土づくり」に取り組むことをめざす「日本一健康な土づくり運動」を平成19年度から展開してきました。

2

この運動の推進方策等を示した計画として、「日本一健康な土づくり」推進プランを平成19年12月に、さらに、平成24年度からの当運動の展開に向けた「日本一健康な土づくり」後期推進プランを平成24年2月に策定しました。

3

この推進プランに基づき、この10年間運動を展開した結果、JAグループによる広域の土壌診断体制の整備や良質堆肥の活用促進等により、健康な土づくりに取り組む農業者の増加や高度な知識と意欲を持った「あおもり土づくりの匠」の認定のほか、環境にやさしい農業による生産活動が普及拡大しました。また、あおもりエコ農産物販売協力店の設置や情報交換会の開催、消費者への情報発信など環境にやさしい農産物の販売促進に向けた販売環境の基礎的整備が進みました。

4

一方、農業を取り巻く社会環境が急速に変化している中で、本県農業の強みである「きれいな水」、「健康な土」、「元気のある人財」を維持・確保しながら、本県農業の競争力を高め、成長産業化の実現に向けて「攻めの農林水産業」を強力に推進していくことが重要です。

5

特に、農業生産の基本である「健康な土づくり」は、持続的に取り組んでいく必要があることから、後期推進プランの取組状況や成果、目標達成に至らなかった課題等を整理しながら、平成29年度からの新たな「日本一健康な土づくり運動」の展開に向けて、「第2期日本一健康な土づくり推進プラン」(以下、「第2期推進プラン」という。)を策定します。

【土づくり運動の経過】

期間	計画名
昭和50年度～昭和59年度(10年間)	青森県地力増強計画(第1次)
昭和60年度～平成7年度(11年間)	青森県第2次総合土づくり推進計画
平成8年度～平成18年度(11年間)	第3次青森県総合土づくり推進計画
平成19年度～平成23年度(5年間)	「日本一健康な土づくり」推進プラン(前期)
平成24年度～平成28年度(5年間)	「日本一健康な土づくり」後期推進プラン

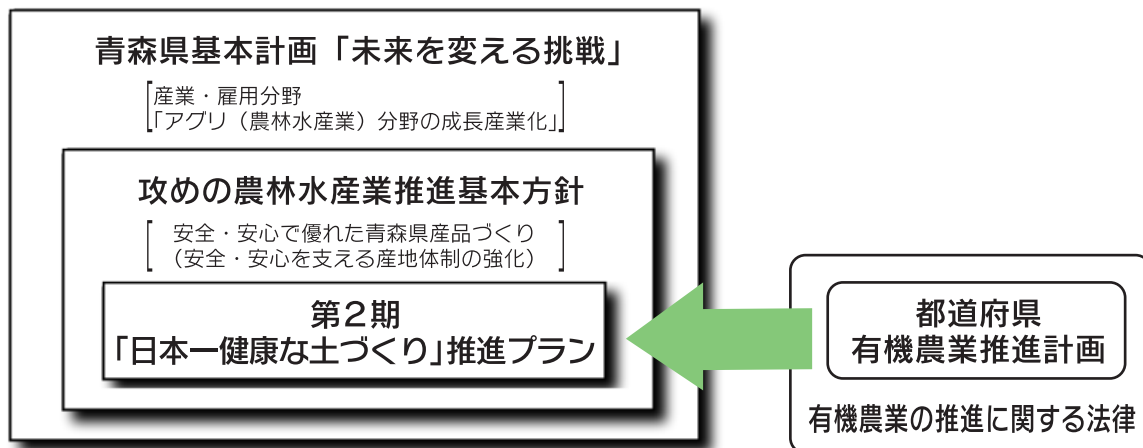
【関連法律・施策等】

策定年 (施行年)	法律・施策等
平成11年	食料・農業・農村基本法
〃	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律
〃	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
〃	肥料取締法の一部を改正する法律
平成12年	食料・農業・農村基本計画
平成17年	環境と調和のとれた農業生産活動規範(農業環境規範)
〃	食料・農業・農村基本計画
平成18年	有機農業の推進に関する法律
平成22年	食料・農業・農村基本計画
〃	農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン
平成23年	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画
〃	環境保全型農業直接支援対策
平成25年	農林水産業・地域の活力創造プラン
平成26年	日本型直接支払制度(予算措置)
〃	農林水産業・地域の活力創造プラン(改訂)
平成27年	食料・農業・農村基本計画
〃	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
平成28年	農林水産業・地域の活力創造プラン(改訂)

2 第2期推進プランの位置づけ

本推進プランは、上位計画となる「青森県基本計画 未来を変える挑戦」及び「攻めの農林水産業推進基本方針」が示す政策・施策に則して、「日本一健康な土づくり運動」を展開する上での方針や方策を取りまとめたものです。

また、本推進プランは、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年12月制定)に基づく「都道府県の推進計画」として位置づけています。



3 第2期推進プランの期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、本推進プランの取組に大きな影響がある場合には、推進計画期間内であっても、必要な見直しを行います。